

【投稿】国公労連の「憲法擁護」のまやかし

会員 村澤秀樹

国家公務員労働組合連合会（国公労連）の某支部の広報ビラに、「社会保障行政の柱である憲法 25 条。その土台は憲法 9 条です」として、囲み書きで憲法 25 条、9 条、そして、公務員の憲法擁護義務をうたった 99 条が記載されていた。

憲法 9 条改正反対の集会やデモに人を派遣したり、同じ公務員が作成した政府法案に即反対と言って、すぐに霞が関の省庁前でシュプレヒコールを上げたりする組合。このビラの中の憲法の切り出しを見れば、組合が憲法擁護のためやむなく政治行動を取っているかのように読める。

しかし、ちゃんと憲法全体を読み進めれば、それがまやかしであることは一目瞭然である。99 条の前の 96 条に憲法改正の条項があることを隠しているのだ。私的な見解だが、96 条の憲法改正規定の後に 99 条の憲法擁護義務を設けているということは、改正手続きの遵守を含めて公務員は憲法全体を尊重し、擁護しなさいと憲法は言っているのである。

とすれば、憲法改正を拒否する国公労連の憲法擁護はうわべのものでしかないのだ。このような団体は即刻解体し、法令を順守して純粋に労働者たる公務員を守り、一般企業の組合の活動にも垂範する組織を作る必要があると考える。